

阿賀野市条例第2号

阿賀野市職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市職員等の給与の特例に関する条例（平成17年阿賀野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び副市長」を削り、「平成23年」を「令和5年」に、「平成24年3月31日」を「令和5年4月30日」に改め、「平成16年」の次に「阿賀野市」を加え、「市長にあつては、100の15、副市長にあつては、100分の9」を「100分の20」に改める。

第2条を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。